

○社会教育委員会からの意見の概要及び市の考え方

内容	意見	市の考え方
1	条例施行規則第2条 →「条例第3条第1項に規定する許可を受けようとする者」では説明が足りない。	「条例第4条第1項の規定により許可を受けようとする者は」に訂正をします。
2	条例第5条 →1号 この条例に違反したとき。 2号 前条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。 と規定しているが、第1号に含まれないか。	第1号と第2号については、そのまま記載をします。
3	条例第8条 → 損害賠償の義務の規定があるため、報告義務を規定した方がよい。	条例施行規則の「四街道市歴史広場利用許可書」の「利用条件」に記載させる対応をします。
4	条例第6条 → 禁止項目の規定があるが、普通に利用する方の問題はないか。	条例第4条の行為をする場合は、許可を得なくてはならない。なお、個人等のジョギング及び散歩は許可がなくても利用できます。